



令和7年度 市・県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

申告は 2/17(月)～3/17(月)の平日です!

※平日以外では、3月2日(日)のみ受付を行います。問い合わせ先は本誌9ページをご覧ください



▲詳しくはこちら

申告会場 ※市役所本庁舎での受付は不可

▶**本会場** (1時間ごとに受付枠を設けます)

日程	時間	会場
2月17日(月)～3月17日(月)	午前8時30分～午後4時 (正午～午後1時は除く)	リッチダイヤモンド 総合市民会館 1階格技場

至甲府駅

◆市役所本庁舎

●甲府警察署

相生歩道橋

●健康支援センター

相生三丁目

●甲府中央郵便局北

中央郵便局

平和通り

●遊亀公園

青沼通り

●湯田小

バスを利用する場合

甲府駅バスターミナル(南口)

⑤番のりば

→「総合市民会館」バス停下車

▶**出張申告会場** (1時間ごとに受付枠を設けます)

日程	時間	会場
2月20日(木)	午前9時30分～正午	宮本連絡所・北部悠遊館
2月21日(金)		上九一色出張所
2月25日(火)・26日(水)		中道公民館
3月3日(月)～5日(水)	午前8時30分～正午	北公民館
3月6日(木)・7日(金)	午後1～3時	東公民館
3月10日(月)・11日(火)		西公民館

●予約していない方を対象に、当日に「入場整理券」を配付します。数に限りがあるため、上限に達した際は、受付を終了時間より早く締め切る場合があります

申告が必要な方

①令和6年中に所得がある方

- 給与所得者で給与以外に所得がある方
 - 公的年金などの収入が400万円以下で公的年金などの収入以外に所得がある方
- ※給与や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です



▲申告が必要かフローチャートでチェック!

②令和6年中に所得がなくても次のいずれかに該当する方

- 国民健康保険に加入している方
 - 後期高齢者医療保険に加入している方
 - お子さんを保育園・認定こども園などに預ける方
 - 介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)
 - 児童手当・児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方
 - 障がい者に関するサービスを利用している方
 - ひとり親家庭・重度心身障がい者など医療費助成の認定を受けている方
 - 20歳前の障がいによって障害基礎年金を受給していて、毎年7月に現況届を提出する方
 - 課税(非課税)証明書・所得証明書などを必要とする方
- ※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方などで、市内に住んでいる方の扶養親族(配偶者や子どもなど)として申告されている場合は市・県民税の申告は不要です

申告が不要な方

- 令和6年中に所得がなく、上記②の全てに該当しない方
- 税務署へ確定申告書を提出した方
- 65歳未満で年金収入が101万5,000円以下の方(他に所得がない場合)
- 65歳以上で年金収入が151万5,000円以下の方(他に所得がない場合)
- 年末調整が済んでいる給与所得者



**2月3日よりLINEで
予約受付ができます**

※電話で予約することはできません



◀まずは「甲府市公式LINE」
に友達登録をしてね!



申告時の持ち物 ※ご自身に必要なものをチェックしてください

▶必ず必要なもの

- ☐ マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーの通知カードおよび本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちでない方⇒下記①②の両方が必要

①番号確認書類《次のいずれかの書類》

- ☐ 通知カード ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し など

②本人確認書類《次のいずれかの書類》

- ☐ 顔写真付きのもの（運転免許証など）1点
☐ 顔写真のないもの（公的医療保険の被保険者証など）2点 など

▶該当者のみ必要なもの

☐ 収入がある方

収入と必要経費の明細（給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、営業・農業・不動産の収支内訳書など）

☐ 各種保険料の控除を受ける方

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
○ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書（口座振替の方は保険料納付額のお知らせ）
○ 生命保険料・地震保険料などの控除証明書

☐ 障害者控除を受ける方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または障がい福祉課で発行する障害者控除対象者認定書

☐ 勤労学生控除を受ける方

在学証明書（専修学校や各種学校の生徒・職業訓練法人の認定職業訓練を受けている場合は、その学校や法人から交付される証明書）

☐ 寄附金控除を受ける方

領収書（ふるさと納税の場合、寄附金の受領書または寄附金控除に関する証明書）

☐ 所得税の確定申告をする方

- 利用者識別番号の分かるもの
○ 所得税の還付を受ける場合は、本人名義の銀行・郵便局などの口座の支店名および口座番号などの分かるもの

☐ 医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける方

医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書

● 申告会場では、医療費控除の明細書等の代行作成はできませんので、事前に作成をしてお越しく下さい

● 医療費通知（健康保険組合発行の医療費のお知らせなど）の添付（コピー不可）で、明細書の記入を一部省略できる場合があります

申告における注意 ※申告の前に確認してください

▶ ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する方

申告をしないことが前提です。医療費控除などのために申告をする場合は、寄附先の団体に特例申請書を提出していても、申告書に寄附金控除の内容の記載がないと、控除の適用を受けられません。

▶ 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等があった方

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまで所得税とは異なる課税方式を選択してきましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は市・県民税でも所得に算入されます。扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

▶ 国民健康保険加入者の方

○ 高額療養費の申請はお済みですか？

医療費控除の申告後に高額療養費の申請をすると、再度申告が必要となる場合があります。申請については広報こうふ1月号7ページをご覧ください。

○ 令和6年11月・12月診療分の医療費通知の発送は2月末です！

医療費通知が到着する前に申告される場合、11月・12月診療分は領収書をもとに医療費控除の明細書へ記入してください。※詳しくは健康保険課（給付係）…☎055（237）5371にお問い合わせください

問合せ先

● 市民税課…☎055（237）5398

※ 2月17日（月）以降⇒☎055（224）4059

● 長寿介護課…☎055（237）5478

● 健康保険課（保険料係）…☎055（237）5368

● 健康保険課（後期医療係）…☎055（237）5617

● 子ども保育課…☎055（298）4473

以下に該当の方は甲府税務署へご相談ください

甲府市の申告会場(リッチダイヤモンド総合市民会館および出張申告会場)では、相談・申告書の作成ができない所得税の確定申告があります。該当の方は甲府税務署へ相談してください。

- ☐住宅借入金等特別控除を含むもの ☐青色申告
- ☐分離課税となるもの(土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告など)
- ☐令和5年分以前の所得税還付額が発生する申告、更正の請求、修正申告
- ☐そのほか特殊な申告(外国税額控除、仮想通貨、雑損控除、災害免除、準確定申告など)

税務署から～令和6年分確定申告などのお知らせ～

▶甲府税務署の確定申告書作成会場

日程および受付時間	会場
2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日、祝日は除く)※3月2日(月)は開場 【受付】 午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時～午後5時	甲府税務署 (甲府合同庁舎) 5階会議室

【入場整理券の取得方法】

- ① LINE による事前発行
 - ② 当日の会場配付
- ※整理券の配付状況に応じ、受付を早く締め切ることがあります

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください



【注意事項】

- ・駐車場が大変混み合います。公共交通機関等をご利用ください
- ・3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をご検討ください

▶令和6年分の申告・納税の期限

税目	期限
所得税および復興特別所得税、贈与税	3月17日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(月)

▶税理士による無料申告相談

申告書を作成して提出できます。日程など詳しくは広報こうふ1月号18ページをご覧ください。だくか、事前申込サイトからご確認ください。



▶税務署および各申告相談会場に持参していただく持ち物

- ①ご自身のスマートフォン
- ②e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類(申告書の控えなど)
- ③源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ④マイナンバーカード
※お持ちでない方は、通知カード等のマイナンバーが分かる書類と運転免許証等の本人確認書類

問甲府税務署(丸の内1-1-18 甲府合同庁舎)…
☎055(254)6105(自動音声によるご案内)



自宅からの申告にご協力ください

申告会場は例年大変混雑します。長時間お待ちいただく場合がありますので、郵送などの提出にご協力ください。

市・県民税の申告 【郵送の場合】



<郵送先>

〒400-8585 甲府市役所市民税課個人市民税係宛て

<注意事項>

- ①申告書には必ず住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバーなどを記入してください
 - ②マイナンバーカード(両面)の写し(通知カードと運転免許証などの2点でも可)を添付してください
 - ③各種収入・控除の証明書などを添付してください(本誌9ページ「申告時の持ち物」を参考にしてください)
 - ④申告書の控えが必要な方は、郵送の際に返信用封筒(宛て先を記入し、切手を貼ったもの)を同封してください(申告書の写しに受付印を押印して送ります)
- ※収入がないという申告をする方は、注意事項①②のみ該当、申告書の控えが必要な方は、④も該当します
- ※申告書がお手元ない方は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市民税課へご連絡ください

所得税の確定申告 【郵送・電子送信の場合】



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は、印刷して郵送または電子送信にて提出することが可能です。

<郵送の場合>

〒400-8541 丸の内1-1-18
甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室宛て

<電子の場合>

自宅からのe-Tax申告をご利用ください

※詳しくは甲府税務署…☎055(254)6105に
お問い合わせください

○国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)

○e-Tax・作成コーナーヘルプデスク…

☎0570(01)5901

